



第91回

民法改正 (1)

本年5月に「民法の一部を改正する法律案」が可決成立しましたので、今回は「民法改正」をテーマにお話ししたいと思います。

民法について

民法は、私法の一般法として、私人(市民)間の生活関係を規律の対象とする法律のことです。

私人間の生活関係には、財産関係と家族関係があり、民法の内容も財産法(財産に関する規定)と家族法(家族・身分に関する規定)に分けられます。

株式会社などの会社については、民法の特別法である商法や会社法が優先的に適用されることとなりますが、これらの法律に規定がない場合には、民法の一般法である民法が適用されることとなります。

このように、民法は、商法や

会社法などの法律を補充して、企業活動についても規律することになりますので、企業経営上無視できない法律といえます。

民法改正の背景

現行の民法は、明治29年(1896年)に制定された比較的古い法律であり、第1編総則、第2編物権、第3編債権、第4編親族、第5編相続の合計5編で構成されています。

そして、昭和22年(1947年)の日本国憲法の制定に伴い、親族・相続に関する規定が全面的に改正されました。

平成16年(2004年)には、文語体から口語体に表記が改められるなど、民法の現代用語化が行われました。

その一方で、契約や取引等の債権関係の規定(債権法)は、制定から約120年間で、ほとんど改正がなされていませんでした。

この間、我が国の社会・経済は、取引量が增大するとともに、取引内容も複雑化・高度化してきました。

また、急速な高齢化、情報通

信技術の目覚ましい発展など、社会・経済のさまざまな面で大きく変化してきています。

そのため、明治時代に制定された民法のうち、債権法の部分を、社会・経済の変化に合わせて必要がありました。

次に、民法が定める基本的なルールの中には、裁判や取引実務では通用していても、条文からは読み取りにくいものが少なくなく、法律の専門家でない国民一般にとって、基本的なルールが分かりにくい状態となっていました。

民法改正の理由

これらの事情から、民法のうち、債権法の部分について、取引社会における最も基本的な要素である「契約」に関する規定を中心に、社会・経済の変化に対応するため、現代化を図るというのが、今回の民法改正の大きな理由です。

また、民法の基本的なルールを国民一般に分かりやすいものとする観点から、裁判や実務で通用しているルールを明文化・明確化するというのが、もう1

つの理由になります。

民法改正の経緯

平成27年3月、民法の改正案が通常国会に提出され、継続審議されてきましたが、本年5月26日、通常国会で可決成立しました。

改正法は本年6月2日に公布されましたが、公布の日から起算して3年以内に施行され、実際に発効する予定です。

今回のコラムでは、今回の民法改正の内容について、具体的に取り上げてみましょう。



田中伸山
下江法律事務所
副代表・
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 広島弁護士会所属 代表 山下江

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島本部・東広島支部・呉支部

☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など
企業法務専門サイトあります <http://www.hiroshima-kigyoo.com> **山下江** 検索
◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！
◆債務整理、交通事故：着手金¥0-

H28.12 撮影
予約電話受付 平日 9~19時 土曜 10~17時
相談予約専用フリーダイヤル **0120-7834-09**
なやみよまるく